

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和5年8月

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の 別（総合評価の 実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
格納庫照明器具更新工事 航空自衛隊松島基地 R5.8.2～R6.3.29 電気工事	航空自衛隊 第4航空団基地業務群 会計隊長 市野 広幸 宮城県東松島市矢本字板 取85	令和5年8月2日	株式会社エスディ佐藤電気 宮城県石巻市桃生町新田字 的場70-1	3370301000221	一般競争入札	62,791,668	45,100,000	71.00%				
補給倉庫変台設備等更新 工事 航空自衛隊松島基地 R5.8.29～R6.3.29 電気工事	航空自衛隊 第4航空団基地業務群 会計隊長 市野 広幸 宮城県東松島市矢本字板 取85	令和5年8月29日	株式会社エスディ佐藤電気 宮城県石巻市桃生町新田字 的場70-1	3370301000221	一般競争入札	20,038,004	10,560,000	52.00%				
	以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和5年8月

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
切人参 5kg 外208品目	航空自衛隊 第4航空団基地業務群 会計隊長 市野 広幸 宮城県東松島市矢本字板取85	令和5年8月9日	株式会社サトー商会 宮城県仙台市宮城野区 扇町五丁目6番22号	7370001005153	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	3,637,984	—				単価契約 契約金額は 予定総額
電力監視装置定期点検 役務 1式	航空自衛隊 第4航空団基地業務群 会計隊長 市野 広幸 宮城県東松島市矢本字板取85	令和5年8月23日	富士電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号	9020001071492	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	2,310,000	—				
200kW発動発電機撤去 1式	航空自衛隊 第4航空団基地業務群 会計隊長 市野 広幸 宮城県東松島市矢本字板取85	令和5年8月29日	川口商会 茨城県桜川市岩瀬729-1	—	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,266,100	—				
原動機付自転車 7台	航空自衛隊 第4航空団基地業務群 会計隊長 市野 広幸 宮城県東松島市矢本字板取85	令和5年8月30日	株式会社阿部モーター商会 秋田県雄勝郡羽後町田代字明通268番地1	6410001005769	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	3,880,800	—				
高圧空気充填装置（F-2） 構成品の1年点検 1式	航空自衛隊 第4航空団基地業務群 会計隊長 市野 広幸 宮城県東松島市矢本字板取85	令和5年8月31日	株式会社荒川七衛商店 宮城県石巻市中浦2丁目1番121号	8370301000043	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	4,247,760	—				
	以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。